平成２３年（フ）第１０号
兵庫県宍粟市一宮町能倉884番地１
債務者　山内　清志
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
神戸地方裁判所龍野支部

平成２３年（フ）第１０号
兵庫県洲本市上加茂109番地　県住２号棟104号
債務者　牧森　優子
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
神戸地方裁判所洲本支部破産再生係

平成２２年（フ）第２７９号
鳥取県鳥取市美萩野１丁目50番地
債務者　岡　　一男
1　決定年月日時　平成23年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第２７号
鳥取県鳥取市美萩野４丁目999番地14
債務者　持永　邦子
1　決定年月日時　平成23年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３５号
鳥取県鳥取市安長453番地１　エバーグリーン久松山502号
債務者　藤原　佳子
1　決定年月日時　平成23年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
鳥取地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第９６号
鳥取県倉吉市上井町１丁目309番地
債務者　瀬戸　周作
1　決定年月日時　平成23年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
鳥取地方裁判所倉吉支部

平成２３年（フ）第３０号
広島県尾道市御調町大町47番地１
債務者　内海　伸幸
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後０時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
広島地方裁判所尾道支部破産係

平成２２年（フ）第５１３号
徳島市かちどき橋４丁目14―１　ダイアパレス301号、住民票上の住所徳島市西新町４丁目40番地
債務者　岡部　雅彦
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５３１号
徳島県小松島市小松島町字北浜140番地の12
債務者　長谷川芳宏
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５５８号
徳島県徳島市南島田町４丁目９番地市営住宅１棟16号室
債務者　菊石　夕子
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第５６９号
徳島県徳島市国府町東黒田字宮ノ北124番地
債務者　東條　　守
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第１２号
徳島県板野郡板野町大寺字岡山路８番地282板野ハイツ102号室
債務者　脇濵　俊喜
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２３年（フ）第３６号
徳島県徳島市出来島本町４丁目１番地の１トーイズハウス102号室
債務者　日野　雅彦
1　決定年月日時　平成23年３月２日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
徳島地方裁判所民事部

平成２２年（フ）第６６７号
愛媛県松山市太山寺町2384番地　太山寺団地３棟35号
債務者　和泉　一孝
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第２９号
愛媛県伊予市下吾川849番地１
債務者　武田　祐子
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第４１号
愛媛県松山市祝谷５丁目４番26号
債務者　藤村　朋浩
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第５２号
愛媛県松山市永代町14番地11
債務者　日淺　秀樹
1　決定年月日時　平成23年３月４日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
松山地方裁判所

平成２３年（フ）第１５号
福岡県飯塚市鯰田2314番地１
債務者　篠原　政義
1　決定年月日時　平成23年３月４日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成23年５月６日まで
福岡地方裁判所飯塚支部民事部